

不法行為の請求（2023年10月2日産経新聞掲載）

慰謝料、連帯債務者に負担請求も

【質問】

私は、Bさんの妻Aさんといわゆる不倫関係にあったのですが、先日それがBさんに知られてしまいました。その後、Bさんから起こされた慰謝料請求訴訟に敗訴しましたので、仕方なく慰謝料を支払うことになりました。ただ、Bさんは私にだけ請求したので、結局Aさん自身は1円も負担していません。納得がいけないのですが、私からAさんに何か請求できませんか？

【回答】

あなたとAさんとの不倫関係は、Bさんに対する共同不法行為となります。そして、共同不法行為を行ったあなたとAさんは、不貞慰謝料支払義務について、連帯債務者となり、Bさんに対して連帯して責任を負います。

この場合、BさんはあなたとAさんの両方に対して慰謝料請求をすることもできますが、あなたにだけ全額の慰謝料請求をすることもできます。

ただ、あなたとAさんとの間には、それぞれが負担すべき割合があります。連帯債務者の一方がこの負担割合を超えて不貞慰謝料を支払った場合には、他方の連帯債務者に対して、負担割合を超える部分につき、これを支払うように請求することができます（「求償請求」といいます）。

今回、あなたはBさんから起こされた慰謝料請求訴訟に敗訴して、慰謝料を支払うことになっていますので、これを支払った場合には、Aさんに対して、負担割合を超えた部分につき、求償請求をすることができます。

このように、あなたはBさんに対して、判決で決められた金額の慰謝料を支払う必要がありますが、最終的には、Aさんに対して負担割合を超えた金額につき求償請求できます。

そして、あなたとAさんの負担割合がどのようになるかは、不倫に至った経緯（どちらかに積極的な働きかけがあったかなど）等により定まります。

不貞慰謝料請求については、求償請求、負担割合等、難しい問題があることから、請求されている段階で、専門家である弁護士に相談するのが良いかと思います。

（弁護士 藤木大雅）